

協議結果並びに経過

吉井副委員長開議宣言後、直ちに会議に入り、「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正について」の報告を受けましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午後1時30分

◎吉井詩子副委員長

長岡委員長が欠席していますので、私が代わって委員長の職務を行います。

ただいまから、総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は8名でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、報告案件といたしまして「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正について」の1件であります。

それでは、会議に入ります。

【地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正について】

◎吉井詩子副委員長

「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正について」の報告をお願いいたします。

総務部長。

●藤本 亨総務部長

本日は、本会議でお疲れのところ、また、急遽、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

また、資料につきましては、概要がなかなかつかめなかったという点でございますけれども、本日の配付となりましたことお許しをいただきたいと思っております。

本日、御報告させていただきますのは、「伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正について」でございます。

御承知のように、現在、国会で地方税等の一部を改正する法律案が審議中でございます。私どもの認識としましては、年度内に成立するかどうか、非常に微妙なところだというふうには考えております。

ただ、これが成立しますと、私どもの条例を年度末に改正しなければならないということになりますので、その場合、議会をお開きいただく時間的余裕もないと考えられますので、法案が成立した場合、税条例を改正させていただきたいということで、本日、急遽、その概要について御報告させていただきますものでございます。

詳細につきましては、課税課長から御報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

◎吉井詩子副委員長

課税課長。

●岡 康弘課税課長

それでは、「地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正案」の概要につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

これは、現在、「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会で審議中でありまして、法案には、平成 23 年 4 月 1 日施行となる内容や、6 月 1 日施行となる内容など次期定例会の開催までに施行されるものが含まれております。

この法案は、現在の国会情勢から、ただいま総務部長申しましたように、3 月末に成立する見込みはきわめて困難な状況ではございますが、もしも年度内に成立いたしますと、同法案の 4 月 1 日施行等に関連する部分について、市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じますことから、一部改正条例案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただく必要性が生じますことから御報告申し上げます。何とぞ御了承賜りたいと存じます。

それでは、改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますが、先ほども申し上げましたとおり、現在の国会情勢により地方税法等の一部を改正する法律案の審議が進んでおらず、関連する条例の改正箇所及びその内容もまだ確実でないところもありますため、平成 23 年度の地方税法等の一部を改正する法律案の全体の内容から、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の改正に関係すると見込まれるものを全体に報告させていただき、その中で専決処分を行う可能性のあるものについて、御説明させていただきたいと存じます。

それでは、平成 23 年度の地方税法等の一部を改正する法律案の主な改正内容でございますが、これは、お手元の資料にございます 1 から 5 までに記載しているものでございまして、順番に、「個人市民税の成年扶養控除の対象の改正」、それから、「退職所得課税の改正」「寄附金控除に係る改正」「市たばこ税の改正」「過料の上限の改正」、また、法律の改正に伴いまして、市税条例及び都市計画税条例が参照している法の条項移動が生じますため、必要な整備を行う見込みがあるものでございます。また、参考としまして、裏面になりますけれども、条例の改正には関係いたしません。結果として、市税収入に影響する所得税法等の一部を改正する法律案の内容の中から 2 点を記載させていただいております。

また、表に戻っていただきまして、これらのうち 1 から 4 までの部分につきましては、その施行期日が平成 24 年 1 月 1 日あるいは平成 25 年 4 月 1 日となる見込みでありますため、専決処分の必要はございませんが、5 つ目の「過料の上限の改正」の施行日は 6 月 1 日となること、また、法律改正に伴う条項整備につきましては、4 月 1 日施行となるものが含まれる見込みであることから、これらについて、法律案が通りますと、専決処分を行う必要が生じるものでございます。

中身につきましては、「過料の上限の改正」につきましては、地方税法の改正による租税の罰則規定整備に伴いまして、市民税、固定資産税、軽自動車税などの不申告に関する過料等の上限が現行は 3 万円以下ということから 10 万円以下に改めるものでございます。

もう一つの条項移動の整備につきましては、地方税法の改正によって条例中に引用する地方税法の条項移動が生じますため、それらについて必要な整備を行うものでございます。

以上、改正案の主な概要を御報告させていただきました。何とぞよろしく御協議のほどお願い申

上げます。

◎吉井詩子副委員長

ただいまの報告につきまして、特に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、協議会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会します。

閉会 午後1時36分

3月17日説明員

- 総務部長
 - 総務課長
 - 職員課長
 - 課税課長

- 情報戦略局長
 - 情報調査室長
 - 行政経営課長

- 環境生活部長

- 健康福祉部長

- 産業観光部長

- 都市整備部長

- 二見総合支所長
- 小俣総合支所長
- 御園総合支所長

- 会計管理者

- 病院事務部長

- 消防長
 - 消防次長